

専門部会委員の利益相反について

専門部会委員については、中立性を適切に確保するため、指名にあわせ、原子力規制委員会が行っている調査を参考に電気事業者等との利益相反についての自己申告を求め、問題ないことを確認しております。

1 申告内容

- (1) 申告対象期間における電気事業者等*の役員、従業者等の経歴
- (2) 申告対象期間における電気事業者等*からの、個人として、1年度あたり、1事業者（団体）につき50万円以上の報酬等の受領
- (3) 申告対象期間における個人の研究又は所属する研究室等に対する電気事業者等*からの寄附等（委託・請負事業、共同研究を含む）

※ 「電気事業者等」は、次のとおり

- ① 電力会社及びその子会社
- ② 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）の許認可対象となる実用発電用原子炉設備の製造事業者及びその子会社
- ③ 上記①又は②の者から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が①又は②の者である団体

2 申告対象期間

申告日の前年度の3月31日を起算日として3年前から申告日まで

3 県の確認内容

- 申告内容の(1)及び(2)について、該当しないことを確認する。
- 申告内容の(3)について、該当の有無を確認する。